

京都市告示第348号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和4年9月7日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
Smile Bird 株式会社	放課後等デイサービス	ステップワン 支援センター 2654000237	西京区大原野東境谷 町一丁目3番地	令和4年 8月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)